

# 令和2年塩尻市議会 12月定例会

## 総務生活委員会会議録

○日 時 令和2年11月26日(木) 午前11時10分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第1号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### ○出席委員

委員長	平間	正治	君	副委員長	樋口	千代子	君
委員	永田	公由	君	委員	山口	恵子	君
委員	横沢	英一	君	委員	小澤	彰一	君
議長	丸山	寿子	君				

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

議会事務局長	小松	秀典	君	議会事務局次長	赤津	廣子	君
--------	----	----	---	---------	----	----	---

---

午前 11時8分 開会

○委員長 それでは、全員おそろいようですので、ただいまから総務生活委員会を開会いたします。  
審査に入ります前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

### 理事者挨拶

○副市長 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、よろしく御審査をお願いいたします。

○委員長 それでは、審査に入らせていただきますが、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用いただきますようお願いいたします。

---

議案第1号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第1号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**総務人事課長** それでは、議案第1号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてお願いいたします。議案関係資料で御説明申し上げますので、資料の1ページをお開きください。

まず、1の提案理由でございます。人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定に準拠しまして、一般職、常勤の特別職の職員、それから議会の議員の皆さんの期末手当の支給割合を改定することに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

2の概要についてでございますが、まず、令和2年の人事院勧告の概要を申し上げます。直近1年間の民間支給実績、支給割合でございますが、これと公務の年間の支給月数を比較し、期末手当につきまして、民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分の引き下げを行うという内容になっております。なお、月例給につきましては、民間給与との格差が極めて小さいことから、月例給の改定に関する勧告はされておられません。

よって(1)としまして、一般職の職員の期末手当の年間支給額を100分の260から0.05引き下げ100分の255とするもの、それから(2)としまして、常勤の特別職の職員と議会の議員の期末手当の年間支給額を100分の340から、同じく0.05引き下げまして100分の335とするものでございます。

3の条例の新旧対照表でございますが、まず2ページの参考資料、期末手当の支給割合比較表で御説明を申し上げますので御覧ください。1の一般職の職員のうち特定幹部職員、これは部長級の職員になりますが、これを除く職員につきましては、現行6月と12月に100分の130ずつ支給しておりますが、令和2年度は6月に既に100分の130が支給済みですので、12月で0.05分調整をしまして100分の125とし、令和3年度につきましては6月と12月でそれぞれ100分の127.5とするものでございます。

2の一般職の職員のうち特定幹部職員につきましては、現行6月と12月に100分の110ずつ支給してございますけれども、令和2年度は6月に既に100分の110が支給済みですので、12月で0.05分調整をしまして100分の105とし、令和3年度につきましては6月と12月でそれぞれ100分の107.5とするものでございます。

それから、3の常勤の特別職の職員と議会の議員につきましては、現行6月と12月に100分の170ずつ支給してございますけれども、令和2年度は6月に既に100分の170が支給済みですので、12月で0.05分調整をしまして100分の165としまして、令和3年度につきましては6月と12月でそれぞれ100分の167.5とするものでございます。

これに基づきまして、3ページからの新旧対照表になりますけれども、3ページの第1条関係につきましては、一般職の職員の本年12月支給分の改正、それから4ページをおめくりいただきまして第2条関係は同じく一般職の職員の令和3年度以降分の改正、5ページの第3条関係につきましては特別職の職員の本年12月支給分の改正、6ページをおめくりいただきまして第4条関係になりますけれども、同じく特別職の職員の令和3年度以降分の改正、7ページの第5条関係は議会の議員の本年12月支給分の改正、8ページをおめくりいただきまして第6条関係は同じく議会の議員の令和3年度以降分の改正となっております。

1ページにお戻りいただきまして、4の条例の施行等になります。公布の日から施行するものでございますけれども、令和3年度以降分の期末手当支給割合に関わる改正規定につきましては、令和3年4月1日からの施行とするものでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。御質問、御意見等ございますか。

○永田公由委員 確認をしたいのですが、この率の引き下げによって期末手当、職員の関係で行くと給与明細書にあるように2,220万円余が減額になるという理解でよろしいでしょうか。

○総務人事課長 議員の御指摘のとおりでございます。

○永田公由委員 もう1点、会計年度任用職員は、これは適用されないという理解でいいですか。

○総務人事課長 会計年度任用職員につきましては人事院勧告に準拠する必要がないということ、それから現在本市につきましては月額制の会計年度任用職員の期末手当はもともと2.0月ということであることから、会計年度任用職員の見直しについては今回該当になっておりません。

○委員長 ほかに。よろしいですか。

ないので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。

議案第1号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして総務生活委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時16分 閉会

令和2年11月26日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 平間 正治 印